



埼玉県発行

目次

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造)	一	○平成十九年度地籍調査事業計画(土地水政策課)	一
○平成十九年十二月償還分抽せん銘柄等の告示(財政課)	二	○大規模小売店舗の変更に関する公示(商業支援課)	二
○所在不明貸金業者の公告(金融課)	三	○保安林の指定の解除(森づくり課)	三
○都市計画事業の事業認可(道路街路課)	三	○入間都市計画道路の変更に係る図書の写真の縦覧(都市計画課)	三
○上尾都市計画用途地域の変更の案の縦覧()	三	○開発行為に関する工事の完了公	三
○特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。 なお、当該申請に係る定款、役員名簿及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.satamaker-npo.net/))により縦覧に供する。 平成十九年十月五日	四	○埼玉県告示第千四百五十一号 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。 なお、当該申請に係る定款、役員名簿及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.satamaker-npo.net/))により縦覧に供する。 平成十九年十月五日	四
○現場総合指揮車の貸借に係る一般競争入札の公告(会計課)	四	○埼玉県告示第千四百五十二号 平成十九年度地籍調査事業計画(一部を次のように改正したので、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第五項の規定により、公示する。 平成十九年十月五日	四
○軽油引取税に係る特約業者の指定告示(税務課)	六	埼玉県知事 上田清司	
○開発行為に関する工事の完了公告(東松山県土)	六		
○雑報(行田県土)	六		
○雑報()	七		
○雑報()	七		
○監査結果の公表(監査第二課)	七		
○人事異動(人事課)	二〇		

○埼玉県告示第千四百五十一号
(社会福祉課) 二〇

告示

埼玉県知事 上田清司

- 申請のあった年月日
平成十九年九月二十一日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人NADクラブ
- 代表者の氏名
望月 直和
- 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市稲荷町十八番六号 プ
- 定款に記載された目的
この法人は、県民一般に対し、飲酒運転撲滅に関する事業を行い、悲惨な事故をなくし明るい車社会に寄与することを目的とする。

埼玉県知事 上田清司

表中	熊谷市	小島四	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
		小島四	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで

を

熊谷市	小島四	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
熊谷市	小島五	平成十九年十月五日から 平成二十年三月三十一日まで

に改める。

埼玉県告示第四百五十三号

埼玉県公債の平成十九年十二月の定時償還について、次のとおり抽せんする。
平成十九年十月五日

埼玉県知事 上田清司

銘柄	償還期日	償還額
10/ニ	(年.月.日) 19.12.24	(万円) 90,000

一 銘柄、償還期日及び償還額

二 抽せん日時

平成十九年十月九日

三 抽せん場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

(株)埼玉りそな銀行県庁支店

四 抽せん方法

せん札抽せん

埼玉県告示第四百五十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により

公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社 西友狭山市駅前店
狭山市入間川一丁目十八番一号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 二六台

(変更後) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 二七台

駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口 位置 図面省略 一箇所

(変更後) 出入口 位置 図面省略 一箇所

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 一二五台

(変更後) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 一二五台

ハ 変更年月日

平成十九年十月十五日

ニ 届出年月日

平成十九年九月二十五日

二 縦覧期間

平成十九年十月五日から平成二十年二月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十月五日から平成二十年二月五日まで

意見書提出先
埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千四百五十五号

次の貸金業者については、その所在を
確認できないため、貸金業の規制等に関
する法律(昭和五十八年法律第三十二
号)第三十八条の規定により、公告する。
なお、この公告の日から三十日を経過
しても申出がないときは、同条の規定に
より、貸金業者の登録を取り消す。
平成十九年十月五日

一 商号又は名称
フレンド
二 氏名
並木 文雄
三 主たる営業所の所在地
埼玉県新座市馬場二丁目一〇番十一
号

四 登録番号

埼玉県知事(一) 第〇三八三七号
登録年月日
平成十九年一月二十九日

埼玉県告示第千四百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十
九号)第二十六条の二第二項の規定によ
り、次のように保安林の指定を解除す
る。

平成十九年十月五日

埼玉県知事 上田清司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
入間市大字南峯字中桂一〇八八の
二、一〇九〇の二
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

埼玉県告示第千四百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十
九号)第二十六条の二第二項の規定によ
り、次のように保安林の指定を解除す
る。

平成十九年十月五日

埼玉県知事 上田清司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
入間市大字南峯字中桂一〇八八の四
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
道路用地とするため

埼玉県告示第千四百五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第五十九条第一項の規定により、都
市計画事業を認可したので、同法第六十
二条第一項の規定に基づき、次のとおり
告示する。

平成十九年十月五日

埼玉県知事 上田清司

- 一 施行者の名称
さいたま市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
さいたま都市計画道路事業三・四・
十一号 産業道路
- 三 事業施行期間
平成十九年十月五日から平成二十六
年三月三十一日まで
- 四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区天沼町二
丁目及び大原六丁目、七丁目地内
ロ 使用の部分
なし

埼玉県告示第千四百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第五十九条第一項の規定により、都
市計画事業を認可したので、同法第六十
二条第一項の規定に基づき、次のとおり
告示する。

平成十九年十月五日

埼玉県知事 上田清司

- 一 施行者の名称
さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称
さいたま都市計画道路事業三・三・
九十四号 南大通東線

三 事業施行期間
平成十九年十月五日から平成二十六
年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区天沼町二
丁目地内
ロ 使用の部分
なし

埼玉県告示第千四百六十号

入間市から入間都市計画道路の変更
に係る図書の写しの送付を受けたので、都
市計画法(昭和四十三年法律第百号)第
二十一条第二項において準用する同法第
二十条第二項の規定により、当該図書の
写しを埼玉県都市整備部都市計画課にお
いて縦覧に供する。

平成十九年十月五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千四百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第二十一条第二項において準用する
同法第十七条第一項の規定により、都市
計画の変更の案を次のとおり縦覧に供す
る。

平成十九年十月五日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称
上尾都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域
上尾市谷津一丁目の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉
県北本県土整備事務所、上尾市都市整
備部まちづくり計画課、伊奈町都市計
画課

四 縦覧期間

平成十九年十月五日から平成十九年
十月十九日まで

埼玉県告示第四百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成十九年十月五日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年五月三十日

指令行整第一八〇〇九二一
号

二 検査済証番号

平成十九年九月二十七日第六十七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字中ノ目字押出六

五六―二、六五八―一、六五二―一、
六五二―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鴻巣市境四七二番地

池澤 和美

埼玉県告示第四百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成十九年十月五日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年九月十四日

指令杉整第一九〇〇七四一
号

二 検査済証番号

平成十九年九月二十七日第六十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面
八三五、八三六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県前橋市亀里町九〇〇番地

株式会社 セーブオン

代表取締役 土屋 嘉雄

について、次のとおり公表する。

平成十九年十月五日

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百六十五号

平成十七年埼玉県告示第三百三十五号
(埼玉県収納代理金融機関の指定につい
て)の一部を次のように改正した。

平成十九年十月五日

埼玉県知事 上田清司

一中「日本郵政公社」を「株式会社ゆ
ちよ銀行」に改める。

二中「国内に所在する郵便局」を「国
内に所在する店舗及び株式会社ゆちよ
銀行を所屬銀行とする銀行代理業(銀行
法(昭和五十六年法律第五十九号)第二
条第十四項に規定する銀行代理業をい
う。)を営む郵便局(郵便局株式会社法
(平成十七年法律第百号)第二条第二項
に規定する郵便局をいう。)」に改める。

埼玉県告示第四百六十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。
平成十九年十月五日

埼玉県知事 上田清司

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

現場総合指揮車の貸貸借 一台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年3月1日(土)から平成27年2月28日(土)まで。ただし、翌年度
以降において、歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があつた場
合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務司会計課が指定する場所

埼玉県告示第四百六十四号

平成十九年七月から九月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に入力された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入力すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づき指名停止期間中でない者であること。

(4) 仕様書に基づき納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第二係 永島幸雄 電話048-832-0110 内線2244
フクシミニリ048-824-4607

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。

(3) 入札書受付期間

競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年11月16日（金）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成19年11月16日（金）午前10時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を「埼玉県電子入札共同システム」により平成19年11月9日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（2(4)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定

の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) F330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of General command vehicle

(2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 10:00 a.m., November 16 2007

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2244

埼玉県大宮県税事務所長告示第三号

地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第七百条の六の四第一項の規定により、次のとおり特約業者の指定を行った。

平成十九年十月五日
埼玉県大宮県税事務所長

根岸 久男

氏名又は名称	栄商事有限公司
代表者の氏名	榎本栄吉
主たる事務所又は事業所の所在地	さいたま市桜区大字上久保字本村一八二番地一五
指定年月日	平成十九年十月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成十九年十月五日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年七月二十日

第一九〇〇三七〇号

二 検査済証番号

平成十九年九月二十六日

第一九〇〇九〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字飯田字打越二八二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字飯田七一九一

中澤 紀幸

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月五日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年八月二十三日

第一八〇二〇六一号

二 検査済証番号

平成十九年九月二十六日

第一九〇〇九三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町平沢土地区画整理事業

五六街区二、三画地(従前地) 大字平

澤字中谷一二九一二、一二〇一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字平澤六三二番地

内田 和男

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月五日

埼玉県行田県土整備事務所長

並木 孝之

一 許可番号

平成十九年七月四日

指令行整第一九〇〇二四〇号

二 検査済証番号

平成十九年九月二十六日第二十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字鴻荃字北谷二〇

三九一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字鴻荃二〇三三一

一

関口 英利

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月五日

埼玉県行田県土整備事務所長

並木孝之

一 許可番号
平成十九年九月二十六日

指令行整第一九〇〇二五一号

二 検査済証番号

平成十九年九月二十七日第二十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字鴻峯字北谷二一

五〇一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字騎西二九一一四

村上真一

埼玉県監査委員告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき決定したので次のとおり公表する。

平成19年10月5日

埼玉県監査委員 坂本隆信
埼玉県監査委員 春日敏彦
埼玉県監査委員 竹並万吉
埼玉県監査委員 嶋田正一

監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の対象事務

平成18年度・平成19年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 183機関

所管部局長	監査対象機関
総務部	秘書課(報道長、総合調整幹を含む) 政策総務課、人事課、職員課、文化振興課、国際課、計画調整課(改革推進室長を含む)、行政管理課、地方分権文援課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	文書課(入札企画室長を含む)、学事課、財政課、税務課(特別徴収対策室長を含む)、管財課、人権推進課、広聴広報課、県政情報センター、統計課、IT企画課(システム調整室長、電子サービス推進室長を含む)、総務事務センター、県民・消費生活課(県民防犯推進室長を含む)、NPO活動推進課、青少年課、男女共同参画課、交通安全課
危機管理部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、青空再生課、水環境課、廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、障害者福祉課(障害者社会参加推進室長を含む)、福祉施設監査課、少子政策課、子育て支援課、こども安全課、精神保健福祉センター
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、健康づくり支援課、疾病対策課、生活衛生課、食品安全課、業務課
産業労働部	産業労働政策課(観光振興室長を含む)、新産業育成課、商業支援課、工業支援課(産業拠点整備室長を含む)、企業誘致・経営支援課、金融課、勤労者福祉課、雇用対策課、職業能力開発課
農林部	農業政策課(米づくり改革支援室長を含む)、農産物安全課、畜産安全課、農業支援課、生産振興課、流通販売課、森づくり課(木材利用推進室長を含む)、農村整備課
県土整備部	県土整備総務課(県土づくり企画室長を含む)、技術管理課(工事検査員を含む)、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、建設業課

都市整備部	都市整備総務課、都市計画課(田園都市産業ゾーン推進室長を含む)、市街地整備課、公園課(スタジアム管理室長を含む)、下水道課、開発指導課、建築指導課、住宅課、営繕課、設備課、新都心事業調整課
出納局	出納総務課、会計管理課、物品管理課
企業局	総務課(人札企画室長、工事検査員を含む)、財務課、地域整備課、電気課、水道業務課、水道施設課、水道建設課
病院局	経営管理課(人札企画室長、工事検査員を含む)、循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター、精神医療センター
行政委員会等の事務局	議会事務局(秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室)、監査事務局(監査第一課、監査第二課)、人事委員会事務局(総務給与課、任用審査課)、労働委員会事務局(審査調整課)、収用委員会事務局
教育局	総務課(文教政策室長、全国高校総体推進室長を含む)、財務課(高校改革推進室長を含む)、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課(生徒指導室長を含む)、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、生涯学習文化財課、スポーツ振興課、人権教育課
警察本部	総務課(公安委員会室を含む)、文書課、広報課(けいさつ総合相談センター、音楽隊を含む)、会計課(監査室を含む)、施設課、装備課(装備技術センターを含む)、情報管理課(照会センターを含む)、留置管理課(留置センターを含む)、警務課(採用センター、犯罪被害者対策室、企画調整室を含む)、監察官室、教養課(現任教養推進室を含む)、厚生課、生活安全企画課(防犯のまちづくり推進室、生活安全特別捜査隊を含む)、少年課(少年サポートセンターを含む)、少年捜査課、生活環境第一課、生活環境第二課(環境犯罪対策室を含む)、地域課(航空隊を含む)、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課(刑事指導室を含む)、捜査第一課(検視調査室を含む)、捜査第二課、捜査第三課、捜査第四課、組織犯罪対策課、薬物銃器対策課、国際捜査課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通企画

課(交通安全対策推進室を含む)、交通指導課(交通捜査室、暴走族対策室を含む)、交通規制課(交通管制センターを含む)、駐車対策課(放置駐車対策センターを含む)、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転教育課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、外事課(外事特別捜査隊、国際テロリズム対策室を含む)、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部(特別機動警察隊を含む)、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(3) 監査実施日
平成19年5月28日～平成19年7月30日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

2 監査の結果

監査において指摘事項、注意事項又は意見として認められたものは、(1)、(2)、(3)のとおりであり、その他の軽微な事項については対象機関にその都度注意をした。

(1) 指摘事項(財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行が違法又は不当であると認められるもの、あるいは経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの)のうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの)

機関・職制名	監査の結果
総務部 学事課	私学情報システムは学校法人等台帳管理と私立学校補助金の交付額算定を行うため、平成9年度に予定価格約400万円ですシステム開発に係る競争入札を行い、最低価格を提示した者と、1,027,950円で契約した。 私立学校補助金は、毎年、交付額の配分基準の見直しを行っていることから、これに対応するため毎年プログラム修正を行っているが、基本プログラムの著作権は開発者が保有しているため、毎年随意契約により開発者にプログラム修正業務を委託している。

総務部	県民・消費生活課	<p>この委託料は、平成15年度から平成18年度まで毎年1,102,500円であり、この4年間の修正費用は約440万円と、開発に見込んだ予定価格を上回っている。</p> <p>このような中で、システムの開発から10年を経過しているにもかかわらず、費用対効果の観点から、システムの再構築を検討していなかった。</p>
危機管理防災部	消防防災課	<p>県民活動総合センターは、平成17年度までは、ホールや宿泊施設等の管理を(財)いきいき埼玉に管理委託していたが、食堂については、行政財産の目的外使用許可を受けた民間事業者が独自に経営し、県は使用料収入約240万円を得ていた。</p> <p>平成18年度から指定管理者制度を導入するに当たり、指定管理者となる同財団から、「利用者サービスの向上のため、施設利用、事業申込、食堂予約等を一括して受け付けるワンストップサービスを取り入れたい」という提案を受けた。</p> <p>このため、県では、同財団の指定管理業務に食堂経営を含め、売上は同財団の収入となる一方で、仕入れや調理等に係る経費は同財団が支出する形を承認し、同財団は民間事業者に再委託する契約を締結したが、平成18年度の食堂業務の収支は、支出約9,600万円、収入約8,500万円と約1,100万円の赤字になった。</p> <p>県が、食堂運営に対する改善指導の措置を講じたことにより、利用者サービスの向上は図られたものの、結果として、売上の1割を超える赤字が生じてしまった。</p>
		<p>埼玉県防災行政無線の周波数移行整備工事(4年間で事業費約39億円)の発注に当たり、県域を4つの工区に分け、平成15年度から18年度の4年間にわたり、毎年競争入札を行ってきたところ、15年度～17年度の3年間は同じ工事業者が落ちし、平成18年度には、この者以外に入札参加希望者がいなかったことから、見積合わせによりこの者と随意契約を締結した。</p> <p>平成18年度の工事は結果的に競争性が発揮できなかった。工事の発注に際しては4年間分の一括発注</p>

環境部	水環境課	<p>浄化槽法では、し尿及び雑排水の適正な処理を図り、公共用水域の水質を保全するために、浄化槽の設置者に対し保守点検、清掃及び検査を義務づけている。このうち検査の実施率は、法第7条に基づく設置時検査が全国平均84.0%のところ本県は30.9%、法第11条に基づく定期検査が全国平均20.2%のところ本県は3.6%と、いずれも全国最低水準の状態が長年にわたり続いている。</p> <p>近隣の栃木県や群馬県では、浄化槽法に基づく指導業務の権限を市町村に委譲していることや、設置届出時に設置者から検査依頼書や誓約書を提出させることにより、法第7条検査の実施率100%、11条検査も高実施率を達成している。</p> <p>本県は検査未実施の浄化槽管理者に対する検査申込書の直接送付や、浄化槽管理者講習会の実施などさまざまな対策を取ってきたが、受検率向上のために有効な対策となっていないかった。</p>
環境部	資源循環推進課	<p>「資源有効活用データベース事業」は、平成16年度にリサイクル関係情報及び不用品取引の情報データベースシステムを構築し、この3年間で開発・保守合わせて2千万円近い県費を投じて、リユース・リサイクルの促進を図ったものである。</p> <p>この事業のうち、不用品取引に関しては、インターネット上の不用品オークションは、当時に民間市場が確立されており、県が取り組む意義が乏しかった。このため、リユース品の申込み件数は、平成17年度302件、平成18年度114件にすぎなかった。また、県は取引成立件数も把握しておらず、事業効果の検証を行っていないと言っている。</p> <p>事前に事業の意義・効果を十分に検討しないまま2千万円近い県費を支出し、さらに事業効果の検証を怠ったことは、適切性に欠けていた。</p>
環境部	資源循環推進課	<p>「廃棄物処理透明化推進事業」は「電子マニフェスト(産業廃棄物管理票)」にデジタル画像とGPS(位置情報)を組み合わせたシステムを構築・運用</p>

		<p>等を行うものである。協定に基づき、システムの開発・運用は民間事業者が行い、県は排出事業者責任の広瀬用リーフレットの作成や業者検査サイトの開発・運営等を行い、これら業務に職員2名が従事した。</p> <p>平成17年10月に総務省が行政評価・監視に基づき環境省に出した勧告によると、正しく運用されているマニフェストは28.8%にすぎず、不法投棄等の不適正処理を防止するというマニフェスト制度が十分に機能していないことを示している。このような状況では、マニフェスト制度の適正な運用を図ることが緊急の課題であり、普及の進んでいない電子マニフェストと組み合わせたシステムを構築する必然性は低い。</p> <p>さらに、県内に約77,000の排出事業者があるなかで、今年度の目標参加企業数を200社として平成19年5月にサービスを開始している。しかも、平成19年8月時点で処理業者30社程度及び大手家電メーカーの参加にとどまっている。</p> <p>また、産業廃棄物は広域で処理を行っており、本県単独の施策では十分な効果を上げることが期待できない。他都道府県との連携を図り、広く産業界に受け入れられるよう普及に努めることが不可欠である。</p> <p>中小企業への普及策を取らないまま、事業をスタートさせたばかりでなく、広域的に関係業界、関係都県等との連携を取らなかつたことは、適切性に欠けている。</p>
環境部	みどり自然課	<p>ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例では、平成17年10月1日以降、3,000㎡を超える敷地で建築行為を行う者は、あらかじめ県に緑化計画書を届け出ることが義務づけられている。</p> <p>この届出を怠った者や、同条例に規定された緑化基準に適合しない計画を提出した者に対しては、勧告が行えることされている。届出を行わない者が約44%いるにもかかわらず、一度も勧告を行っていない。必要に応じて勧告を行うなど制度の徹底を図る対策が不十分である。</p>

福祉部	子育て支援課	昭和61年度まで、県は保母育成のため修学資金を貸し付けていた。現在、生活苦や居所不明などにより、返済の滞納者は12人となっている。しかし、このうちの11人に対して、平成18年度は催告を行っていないかった。 <p>昨年度、児童扶養手当過払い金返還金の債権管理について指摘したところである。本返済金についてもその債権管理は極めて不十分であり、早急に対策を強化すべきである。</p>
保健医療部	健康づくり支援課	県民健康福祉村の行政財産使用許可は、許可日が毎年4月1日であるにもかかわらず、使用料の調定は、平成17年度分については6月17日に行われた。平成18年度分については定期監査当日(5月25日)まで行われていなかったことから、定期監査の公表において「注意」を行った。 <p>平成19年度についても、定期監査当日(5月24日)まで使用料の調定手続きが行われていなかった。昨年度の定期監査で「注意」を受けたにもかかわらず、3年間続けて同じ過ちを繰り返していることは極めて不適切であった。</p>
産業労働部	工業支援課 (産業拠点整備室長)	「西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業PFI導入可能性調査業務委託」及び「同PFIアボバイザリー業務委託」の契約は、西部地域振興ふれあい拠点施設の整備にPFIを導入するため、平成18年度に両業務を併せて企画提案競技を行った。 <p>この企画提案競技については、以下の2点において問題があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「PFI導入可能性調査業務」と「PFIアボバイザリー業務」という内容が異なる業務を併せて企画提案競技としたこと。 2 「PFIアボバイザリー業務」について、価格制限を設定しないで提案競技を実施したこと。

産業労働部	雇用対策課	<p>「彩の国就職支援プラザにおける就職支援事業業務委託」は、企画提案型随意契約を採用し、7社から企画提案を受け、最も優れた提案を行った者と随意契約を締結することとした。</p> <p>選定理由は、「多彩な分野のキャリアアカウンセラーのローテーション配置」、「繁忙期のキャリアアカウンセラーの追加」などが優れていたためであるが、これらの内容は、提案競技を行うに当たり、本来県が仕様書において示すべきものであった。</p> <p>業務内容を十分に検討し、合理的な仕様書を作成することにより競争入札が可能であったにもかかわらず、「県に専門性がない」ことを理由に必要な仕様も定めず、企画提案型随意契約を採用したことは適切性に欠けていた。</p>
産業労働部	雇用対策課	<p>「ヤングキャリアセンター埼玉就職支援事業業務委託」は、企画提案型随意契約を採用し、最も優れた提案を行った者と随意契約を締結することとした。</p> <p>随意契約とする理由として、「非常に複雑な事業であり、受託者の理解度や体制を確認する必要がある」とあるが、このようなことは業務委託を行うに当たって当然のことである。</p> <p>企画提案型随意契約を行う理由として「求職者に対するフォローやキャリアプログラムの設定などを企画提案させて決定する」とあるが、基本的な考えは県が仕様書で示すべきである。</p> <p>以上のことから、本契約は合理的な仕様書を作成することにより、競争入札が可能であったにもかかわらず、4年度続けて必要な仕様を定めず企画提案型随意契約を採用したことは適切性に欠けていた。</p>
病院局	経営管理課	<p>未収金対策については、平成18年度定期監査における監査意見として取り上げた。その後、病院局においては、クレジットカードによる支払制度の導入や公費制度の紹介など未収金の発生予防対策に取り組んだが、平成18年度末の未収金残高は、対前年度比15%増の約1億7,300万円と大幅に増加している。</p>

警察本部	<p>会計課 組織犯罪対策課</p>	<p>未だ未収金回収マニュアルが作成されていないことや、督促の方法等が病院や担当者によって異なるなど対応が不十分な状況にあり、未収金対策への取組が遅れていることは問題である。</p>
警察本部	<p>駐車対策課</p>	<p>暴力団排除意識高揚業務委託は、暴力団排除意識高揚推進、広報啓発活動推進、少年指導委員の指導業務について、(財)埼玉県暴力団放・薬物乱用防止センターとの業務委託契約により24,055,596円で実施したものである。しかし、委託契約書を見ると、業務内容については平成18年度暴力団排除意識高揚業務計画書として定められていたが、具体的な業務の仕様書は作成されていない。また、委託料の内訳は人件費総額のみであり、業務の内容を反映した委託料の積算とはなっていないかった。</p> <p>委託料の積算に当たっては、人件費はもとよりチラシやポスター、広報誌などの数量、講習会の会場費など項目ごとに具体的に積算して定めるべきであった。また、契約に当たっては、積算に基づき実施すべき業務内容を具体的に示した仕様書を添付すべきであった。</p>
警察本部	<p>駐車対策課</p>	<p>放置車両確認事務委託においては、受託者が駐車監視員の制服を調達することとしている。制服のデザイン等は仕様書で定められており、上衣・防寒服の背には「埼玉県警察」と表示されている。</p> <p>確認事務実施要綱では、受託者の義務として「契約期間終了後を含め、巡回活動従事の場合以外は着用させてはならない」としている。制服の管理については、「適正に保管・管理しなければならない」としているが、契約期間満了後については言及していない。駐車監視員は公務を代行する「みなし公務員」であるため、その制服の取扱いには慎重にすべきである。</p> <p>このため、契約期間満了後、「埼玉県警察」と表示された制服の管理を受託者に委ねている契約は不適切であった。</p>

(2) 注意事項(違法又は不当であると認められるもの、あるいは経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの)のうち、指摘事項に該当しないと認められるもの)

環境部	機関・職制名	監査の結果
環境政策課	環境政策課	環境みらい資金貸付は貸付対象事業完了後に完了報告書を提出することとされているが、完了報告書が提出されていないものが平成16年度貸付分で1件、平成17年度貸付分で3件あった。 また、完了報告書が提出されながら完了検査を実施していないものが、平成17年度貸付分で4件あった。
福祉部	福祉政策課	1か月を超えて勤務実績がなかった職員に対し、管理職手当が支給されていた。
福祉部	介護保険課	ケアマネジメント相談業務委託契約書の業務仕様書により、指導助言状況について、受託者に対し、毎月報告を求めることになっているが、年度末の実績報告書に添付されているだけであった。
保健医療部	生活衛生課	平成19年2月に合計約29万円で3種類の動物虐待防止用ボスターを別々に3件発注した。2月20日に同一業者に2件(99,225円ずつ)、2月13日に前述の業者とは別の業者に1件(91,350円)発注しているが、分割せず一括発注を行うべきであった。
産業労働部	産業労働政策課	「産業文化センター内施設点検整備(7,760,000円)」及び「ソニックシティピル公共施設内点検整備(1,550,000円)」の業務委託では、空調、給排水施設、ピアノなどの定期点検業務を、県から(財)埼玉県産業文化センターに1者随意契約で業務委託が行われている。しかし、委託された業務のすべてが第三者に再委託されたことは不適切であった。
産業労働部	新産業育成課	新事業の創出や雇用拡大を目的として家賃補助やインキュベーションセンターの配置などの支援を行っているが、支援を行った企業のインキュベーション施設退去後の経営状況の把握が行われていなかった。

農林部
森づくり課
(木材利用推進室
長)

木のある生活空間づくり事業では、(社)埼玉県木材協会にパンプレットとPR看板の作成に要する費用の補助金を交付したが、単価や数量が申請時と大幅に変更されており、変更時点で内容の確認を行うべきであった。また、交付決定が1月10日と遅く、看板の内容も協会のPRの要素が高く、県産木材の利用啓発という目的の達成には不十分であった。

都市整備部
都市整備部
公園課

公園自家用電気工作物保安管理業務委託で、契約書に仕様書が添付されていないため、業務内容が不明確な契約となっていた。

都市整備部
公園課

県営大宮公園内にある(財)埼玉県公園緑地協会の事務所で、行政財産使用許可の手続きが取られていなかった。

教育局
義務教育指導課

「教育に関する3つの達成目標」冊子印刷契約において、「既成の印刷物の増刷」に当たり著しく有利な価格で契約を締結できるとの理由により1者随意契約を行っていた。しかしながら、参考として1者から参考見積書を徴取したにとどまり、著しく有利かどうかの検証が不十分であった。

警察本部
施設課

情報処理系機能変更に伴うソフトウェアのインストール等の作業の設計額の積算に電気設備工事の諸経費を計上していた。

(3) 意見事項(事務の執行等において検討及び改善を要すると認められるもの)

総務部	機関・職制名	監査の結果
総務部	IT企画課	IT(情報技術)については、新IT推進アクションプラン(平成17年度～19年度)に基づいて推進してきたところであるが、次期プランへの移行に当たり、以下の点に留意してさらなる推進を図る必要がある。 1 現在稼働している「業務システム(財務・旅費・文書)」は職員一人ひとりが入力する方式を採用し、総務事務の軽減が図られたものの入力事務に複雑な面があるなど改善の余地がある。

危機管理 防災部	消防防災課	<p>現行の「業務システム(財務・旅費・文書)」について、制度の見直しを含めた業務プロセスの再構築(＝BPR)を行い、これに基づくシステム改善を検討すること。</p> <p>現在開発中の「職員情報関連システム(給与・勤務等)」においては、十分なBPRを行い、総務事務の軽減はもとより、入力事務による職員の負担を極力抑えること。</p> <p>2 職員用ノートパソコンについては、平成20年度からリースパソコンの大量入れ替えを控えているため、経費削減とセキュリティ確保の観点から、共同利用やシンククライアントシステム等の導入の検討を早急に行うこと。</p>
危機管理 防災部	消防防災課	<p>災害時には、災害対策本部の直轄(危機管理防災部)をはじめ、物資部(産業労働部)、食料部(農林部)等で構成される物流オペレーションチームにより、災害用備蓄物資を一括して被災地に配送することとしている。</p> <p>しかし、日常的な管理は、災害対策資機材を危機管理防災部、生活必需品を産業労働部、食料を農林部、医薬品を保健医療部が個別に行っている。</p> <p>消費期限がある備蓄物資については、期限切れ前に防災訓練で活用するなど有効活用を図っているが、産業労働部では、簡易トイレの使用期限切れに伴い、平成18年度に処分のために約34万円を費やして78,300枚を廃棄した。</p> <p>このようなことは、各部が個別に備蓄物資を管理していることに要因があると思われる。また、災害時には、物流オペレーションチームにより一括配送することとしているが、仕分けや配分に関する権限が各部に分かれているため、迅速な対応が図れないおそれがある。</p> <p>そこで、災害用備蓄物資については、日常から危機管理防災部が一括管理し、必要に応じて防災訓練などに有効活用するとともに、災害時の円滑な対応に備える必要がある。</p>

危機管理 防災部 総務部 県土整備 部	消防防災課 管財課 道路環境課	<p>埼玉県地域防災計画では、災害対策本部は県庁舎に設置することを原則としている。しかし、防災行政無線を始め、災害情報収集伝達の拠点となる第二庁舎には、本部設置が可能なスペース等は確保されていない。</p> <p>事前予測がある程度は可能な風水害と異なり、地震災害に対しては、情報収集伝達手段・機能等を常備した本部機能の確保は不可欠である。</p> <p>埼玉県耐震改修促進計画では、防災上重要な建築物として、災害対策本部組織が設置される施設等を優先して、平成23年度までに耐震改修を終えるとしているが、建築物の耐震化にとどまらず、本部機能の確保まで見据えた対策が必要である。</p> <p>また、跨線橋や跨道橋、緊急輸送道路上の橋長100m以上の重要橋りょう79橋は、耐震補強工事が平成19年度で完成する。</p> <p>残る「第一次特定緊急輸送道路」、「第一次緊急輸送道路」及び「第二次緊急輸送道路上の橋りょうのうち東京湾北部地震による被害が想定される市町村」に存する橋りょう57橋は、早急に耐震補強が必要である。</p> <p>このため、災害対策本部用施設の建て替えや橋りょうの耐震補強については、PFIを導入するなど方策を検討し、耐震化に取り組み必要がある。</p>
危機管理 防災部	危機管理課 消防防災課	<p>危機や災害に強い体制整備に向け、具体的な目標の下に、以下の点に取り組みたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町村危機管理リーダー養成研修などの訓練、研修を体系的に整理して、早期に実施すること。 ・ 5年以上地域防災計画の見直しを行っている市町村に対しては、早急に修正を行うよう、引き続き働きかけを行うこと。 ・ 自主防災組織については、組織率向上にとどまらず、消火・救助訓練の実施など日ごろの活動実態についても毎年フォローすること。 ・ 市町村と協力して、自衛消防組織、自主防災組織、災害支援ボランティアなど、地域の災害対策活動リーダーの養成と各主体間の連携を促進すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護マニュアルについては、関係機関に対する配付にとどまらず、マニュアルに基づく訓練の検証結果を元に見直しを行うこと。 ・ 中学生向けに作成した「危機管理・防災に関する教材」については、全校配布するなど、全公立中学校で活用されるよう普及活動に努めること。
<p>環境部 資源循環推進課</p>	<p>県では、自ら適正に産業廃棄物を処理することが困難な県内中小企業者や、自ら最終処分場を確保することが困難な市町村を支援するため、平成元年度に計画埋立量271万トンの環境整備センターを設置し、平成18年度末までに約123万トンの埋立を行った。</p> <p>この間、廃棄物処理法等の基準を上回る厳しい受入基準の設定と徹底した情報公開などにより、地元寄居町や地域住民等と協調しながら埋立を行ってきたものの、産業廃棄物の埋立量は約10万トンにとどまっている。このため、産業廃棄物の円滑な受入が図れるよう、受入品目や受入基準を見直す必要がある。</p> <p>併せて、県内各地に残された廃棄物の山の、環境整備センターへの受入も検討する必要がある。</p>
<p>環境部 資源循環推進課</p>	<p>彩の国資源循環工場は、環境産業の集積と廃棄物最終処分場の拡大を図ることとして、「第Ⅱ期事業」を進めている。</p> <p>しかし、第Ⅰ期工事により整備されたリサイクル工場の平成18年度の処理実績は15.3万トンであり、稼働率は施設設置許可量70万トンの約22%と、計画稼働率の30%を下回っている。</p> <p>また、近隣都県では産業廃棄物の大規模施設が相次いで整備されている。</p> <p>このようなことから、第Ⅱ期工事の産業の集積のあり方について、検討する必要がある。</p>

<p>福祉部 子育て支援課</p>	<p>本県では、核家族世帯の割合が64.4%と全国で二番目に高く、また、男性の就業時間も長いことなどから、子育てへの不安感が高く、親子のふれあいも少ない。</p> <p>学齢前の乳幼児期は人格形成の基礎を養う時期であり、家庭でのふれあいが大変重要となる。後々の豊かな人間性に直結する良心を司る前頭葉部分は、3歳までにほとんど完成されると言われており、その時期に親子の交わりがしっかりとできている子育てが大切である。</p> <p>乳幼児期における子育て支援を充実させるために、保育所を整備するだけでなく、子育てしやすい労働環境の整備や、在宅で子育てをしている家庭への支援、親が親として力をつけるための支援など、総合的な取組を一層進めていく必要がある。</p>
<p>福祉部 福祉政策課</p>	<p>福祉部本庁各課が、18年度に執行した補助金(1件50万円以上に限る)は103件、約300億7,634万円であった。</p> <p>提出された定期監査資料によれば、補助金の額の確定に際し、実地検査を行ったものは、11件で約8億5,407万円であり、件数ベースで10.7%、金額ベースで2.8%であった。</p> <p>書面検査により額を確定した補助金のうち、次の補助金については、施設整備に係ることや金額が大きいことから実地検査を行う必要があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設整備費補助金 ・ 社会福祉施設職員退職手当共済事業補助金 ・ 社会福祉政策課、高齢者福祉課、介護保険課及び子育て支援課は、補助金のすべてが書面検査であった。 <p>ついては、実地による検査の割合を高めるため、福祉保健総合センターや社会福祉法人への監査を行う福祉施設監査課との連携の強化を含め、検査体制を充実する必要がある。</p>

福祉部	介護保険課	<p>健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月に公布されたことなどに伴い、療養病床は入院患者の医療の必要性の観点から再編成されることとなった。これに伴い、介護療養病床は、平成23年度末をもって廃止することとされた。</p> <p>県内では、平成19年6月末現在で介護療養病床は3,536床、医療療養病床は9,856床ある。今後、急速に高齢化が進む中において、療養病床再編成への対応が重要な課題である。</p> <p>そこで、いわゆる介護難民の発生を防ぐため、「地域ケア体制整備構想」を今後作成することにより、高齢者の状態に即した適切なサービスを提供する体制の整備を進める必要がある。</p>
保健医療部	医療整備課	<p>地域で安心して必要な医療を受けられるようにするためには、医師及び看護師の確保が極めて重要である。</p> <p>特に小児科・産科・外科の勤務医については、厳しい労働環境等により医師の確保が困難な状況である。ついでには、必要な医師・看護師を確保するため、以下の措置を講じる必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医師不足や過酷な勤務などにより、勤務医の労働条件が悪化している状況にある。勤務医の勤務実態等を把握し、労働条件を改善するための対策を講じること。 2 女性医師・看護師が増加しており、子育て支援を図る観点から、病院内保育事業への支援を充実するなど、実効ある医師・看護師確保対策を講じること。 3 休日や夜間における子どもの急病に対する保護者の不安を解消するとともに、患者の集中で疲弊している救急医療機関の負担軽減を図ること。

保健医療部	<p>不二家埼玉工場で消費期限切れの材料を使用し、食品を出荷していたという事件があったほか、国の内外を問わず、食の安心・安全を巡って様々な事件が起こっている。県民の食の安心・安全への関心が高まっており、食品衛生監視指導の強化が求められる。</p> <p>立入検査に当たり、責任者の立会いや関係書類の準備のため、大型製造施設などには事前に検査日を通告している事例もあった。</p> <p>食品営業施設等への立入検査に当たっては、事前通告なしの検査を原則とすべきである。</p>
保健医療部 教育局	<p>保健医療部では、献血事業の推進に関し、献血推進ポスターコンクール、高校生献血メッセージの放送を行うとともに、保健所が高等学校を訪問し協力を依頼するなどしている。</p> <p>平成18年度における校内献血結果によると、私立高校は47校中33校(70%)、県立高校は150校中47校(31%)の協力が得られた。</p> <p>献血者の確保は非常に重要であり、特に若年層への働きかけは、献血思想の普及啓発と将来にわたる献血者の確保のために特に重要である。保健医療部と教育局とが、これまで以上に十分連携を図り、献血事業への協力体制の強化が必要である。</p>
保健医療部	<p>狂犬病は人を含めた全てのほ乳類に感染する人畜共通の感染症で、発病すると治療方法がなく100%死亡するウイルス性の病気である。</p> <p>昭和32年以降、海外で犬にかまれ発病して帰国後に死亡した事例はあるものの、日本国内では発生していない。</p> <p>東南アジアをはじめ中国、韓国、米国、ロシアなど多くの国で狂犬病が発生しており、世界的には狂犬病清浄国はわずかである。犬を輸入する場合は検査が義務づけられているが、狂犬病汚染地域からも輸入されており、病気が国内に持ち込まれる危険性がある。</p>

産業労働部	勤労者福祉課 雇用対策課	<p>近年、我が国においては、一生懸命に働いても生活保護水準以下の収入しか得られない、いわゆる「ワーキングプア」の問題が深刻化している。</p> <p>国税庁の「民間給与実態調査結果」によると、全給与所得者に占める年収200万円以下の割合は、2005年は21.8%（2000年、18.4%）であり、5人に1人は年収200万円以下である。</p> <p>また、総理府の「労働力調査結果」によると、若者（15～34歳）の非正規雇用者の割合が2002年に23.0%であったものが、2006年には27.2%に増加しており、雇用が急速に不安定化している。</p> <p>こうした状況は、バブル崩壊後の長い景気低迷により、転職を余儀なくされた中高年層の一部や、コミュニケーションなどなどで働くパートタイム労働者、派遣社員の増加、或いは構造改革に伴う格差の拡大等が背景となっており、国、地方を問わず解決すべき緊急の課題である。</p>
産業労働部	企業誘致・経営支援課	<p>経営革新計画承認企業に義務づけられている、実施状況報告書の提出率が、平成18年度分は58.3%、204社という状況にある。</p> <p>また、フオローアップのために、希望者に対して中小企業診断士等の専門家を派遣することとしているが、この派遣件数は年間20件弱にすぎない。</p> <p>承認企業における経営革新計画の進捗状況の把握を十分に行うとともに、専門家派遣については廃止も含め検討する必要がある。</p>
		<p>狂犬病予防法では、犬の所有者には市町村での犬の登録と毎年1回予防注射の接種が義務づけられている。しかし、本県には多数の未登録犬があり、また登録犬の予防注射接種率は71.7%（平成18年度）である。市町村が狂犬病予防法に基づき登録、鑑札・注射済証の交付を行っているが、県は市町村と緊密に連携を取りながら、登録や予防注射の普及促進を図るべきである。</p> <p>また、県は飼い主が犬・猫等を遺棄しないよう飼いのモラル向上を図るとともに、飼い主の特定を容易にするため、「マイクロチップ」の装着の普及を図る必要がある。</p>

産業労働部	金融課	<p>しかし、ワーキングプアの人数が一体どのくらいなのか、基本的な数字もはっきりしていない状況であり、実態が分からないことから十分な対策も取られてこなかった。</p> <p>産業労働部において、ワーキングプアの解消に向けて支援策を検討する上で必要な非正規雇用や派遣労働などの実態把握等を早急に行う必要がある。</p>
産業労働部	企業誘致・経営支援課	<p>中小企業向けの制度融資は8資金で16制度であるが、資金の用途は設備資金と運転資金の2種類である。</p> <p>資金ごとに融資の対象者、限度額、貸付期間、利率、保証料率、担保・保証人の有無等が定められているが、中小企業にとって分かりやすい仕組みに見直す必要がある。</p> <p>埼玉県信用保証協会は、毎年度、当該事業年度の収支差額を基金準備金に積み立てており、その額は約330億円（平成18年度）までになった。</p> <p>国は責任共有制度の導入（平成19年10月）に向けて、金融機関との負担割合を見直したが、県は協会との損失補償の負担割合の見直しや信用保証料率の引下げを協会に要請すべきである。</p>
産業労働部		<p>働きたいマソフトラウェアセンターは、本県産業の情報化支援のために、国、県等が出資して平成3年に設立された。</p> <p>埼玉県とさいたま市は、同センターの収支バランスの改善を図るため3億8千万円（各1/2ずつ）の貸付けを行っているが、14年度以降営業損失が続いており、平成18年度末における未処理損失が約3億6千万円となっている。</p> <p>また、センターが実施しているパソコン研修等の事業は民間でも行われており、県が支援する必然的な理由はなくなってきている。</p> <p>このため、センターの経営改善を図るために、県の委託事業を含め、今後の事業のあり方については、抜本的な見直しを検討する必要がある。</p>

農林部	農村整備課	<p>農業集落排水は、農村地域における生活環境の改善はもとより、きれいな河川をよみがえらせるためにも重要な事業である。</p> <p>しかし、事業主体である市町村等の財政状況が厳しいことから整備が進んでいない。</p> <p>一方、加須市においては全国に先駆けPFIの手法を導入し、従前の手法であれば完成までに20年程度かかることを3年程度に短縮するとともに、経費も3割程度削減するなど大きな効果をあげている例がある。</p> <p>今後、この手法を例に、他の市町村にも普及拡大し、農村生活の向上や水環境の改善を促進する必要がある。</p>
県土整備部	河川砂防課	<p>県では、土砂災害防止対策の推進に関する法律(略称「土砂災害防止法」)に基づき、県内の土砂災害危険箇所について、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定している。</p> <p>現在、県内には土砂災害危険箇所が4,219か所あり、そのうち調査済みが789か所(18.7%)であり、その中で345か所を平成18年度末までに区域指定している。</p> <p>この区域指定を実施することにより、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図ることが可能となる。</p> <p>しかし、未指定箇所が多く残されており、すべての指定完了は平成29年度と見込まれている。</p> <p>近年、異常な集中豪雨の発生など自然災害の危険が増大しており、土砂災害危険箇所を調査し、区域指定を行うことは、対策工事も含めた総合的な検討ができることから、関係機関と調整を図り早急に推進する必要がある。</p>
都市整備部	設備課	<p>埼玉県設備工事特別共通仕様書では、中間検査は発注者が必要と認めるとき実施することになっている。中間検査は原則として請負契約額1千万円以上の設備工事については、工事検査員が行う検査対象とされている。平成18年度に都市整備部設備課で発注した1千万円以上の設備工事50件のうち38件(76%)について中間検査が行われていなかった。</p>

出納局	会計管理課	<p>完了検査では確認できない工事内容もあることや入札契約制度改革が進み公共工事の品質確保が重要となっていることから工事検査の充実が求められている。このようなことから中間検査の強化に努める必要がある。</p>
企業局	地域整備課	<p>平成16年度に審査課が廃止され、支出命令書の審査が行われなくなったことに伴い、各課所の出納員による審査が重要になったが、各課所の出納員の中には会計事務に不慣れた職員もいる。</p> <p>このため、出納局においては、県庁LANの掲示板を活用して、会計実地検査の不適正事例の紹介や、自己検査の手引の公開等を行い、職員の資質向上に努めている。</p> <p>しかし、ここ数年、定期監査において財務関係の「指摘」等の件数が増えていることや、全庁的にみると同じようなミスが繰り返し返されていることから、全庁的な会計事務処理能力の改善に向け、抜本的な対策が必要である。</p>
		<p>地域整備事業会計では、大利根豊野台テクノタウンの造成事業に関連し、昭和59年度から61年度にかけて、テクノタウン造成予定地内の土地20,203.8㎡(簿価161,911,232円)を国道125号線栗橋大利根バイパス用地として、土木部(現県土整備部)に転売することを前提に取得した。しかし、バイパス建設は平成19年度にようやく事業に着手したところであり、長期間遊休資産となっている。</p> <p>これにより、地域整備事業会計は20年以上も資産を利用してはいないばかりか、平成13年度までは草刈り等の維持管理費も負担していた。</p> <p>企業局は、県土整備部に対して速やかな対応を求めるとともに、売却価格の設定、維持管理責任の所在や費用負担等について協議を行い、企業経営に損失が発生しないような合意形成を早急に取りまとめる必要がある。</p>

企業局	電気課	<p>企業局は、平成19年度末を目途に電気事業を廃止し、事業資産を事業継続可能な民間事業者の有償譲渡するとしている。</p> <p>事業廃止を前提に、現在、滝沢発電所の建設や浦山発電所の企業債利息の財源として交付された8億円余の国庫補助金の返還について関係機関と協議を行っている。</p> <p>しかし、事業廃止後においても発電所の機能は維持され、電力は継続して供給されることから、国庫補助金返還の免除又は減額について強く国に求めていく必要がある。</p>
企業局	水道業務課	<p>南部工業用水道事業の契約水量は、昭和57年度以降年々減少しており、今後ともこの傾向が続く場合、経営状況は年々厳しくなっていくものと想定されている。</p> <p>新規需要の開拓や雑用水の利用拡大等の経営改善に向けた取組と並行して、雑用水供給に係る施設建設費の補助対象化、企業債の繰上げ償還の要件緩和等の制度改正について国に強く働きかける必要がある。</p>
病院局	がんセンター	<p>がんセンターに同居している食堂及び売店は、30年以上にわたり、病院開設時の事業協力が固定資産の使用許可を受け、経営を行っている。</p> <p>しかし、病院開設時の事業協力者であったとの理由だけで独占的に使用許可を行うことは適切とは言えない。適切な財務事務を確保し、病院利用者へのサービスを向上するため、競争原理を働かせて入居テナントを選定する必要がある。</p>
病院局	精神医療センター	<p>平成18年度に、児童思春期病棟30床及び急性期病棟50床を全室個室で開設し、病床数が120床から200床に増床となった。その結果、入院患者数は17年度に比べ37.4%増と大幅な増加となったが、病床利用率については68.8%と14.1%の減となっている。これは、既存病棟の大半を占める4床室以上の多床室について、使い勝手が悪いとの理由で利用率が低迷したためであり、特に4床室や5床室が中心となっ</p>

教育局	財務課	<p>第3病棟の利用率は50%台と落ち込みが目立っている。</p> <p>個室の利用率が比較的堅調に推移している中で、多床室の病床利用率が低迷しているという実情を踏まえ、病床がより有効に活用されるよう、多床室の個室化など利用のあり方について検討する必要がある。</p>
教育局	財務課 (高校改革推進室長)	<p>教育局では、平成19年1月、「授業料等の徴収及び債権管理事務の手引き」を作成し、新たに納入誓約書や連帯保証人といった仕組みを取り入れるなど、近年増加する授業料等の長期滞納者対策に取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、長期滞納者に対して校長がとりうる処置が教育委員会規則で定められているにもかかわらず、この規則に従って出席停止、除籍の処置がとられておらず、債権保全のための取組が十分とは言えない状況にある。</p> <p>長期滞納は、経済的理由だけではなく、保護者の意識の変化も大きく影響している。授業料等に関する債権保全のための取組を十分に機能させるため、強制執行や除籍処分など、より強制力を伴った措置を学校現場が行えるよう早急に対処策を講じる必要がある。</p>
教育局	財務課 (高校教育指導課 県立学校人事課 保健体育課)	<p>定時制課程については、経済的事情のみならず、不登校をはじめ様々な理由による入学者が増加傾向にあり、当初の設置目的が大きく変わってきている。</p> <p>こうしたことを踏まえ、以下の処置を講ずる必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昼夜開講の定時制独立校や学び直しをコンセプトとする新しい高校の整備が進められているが、生徒の多様な学ぶ機会を確保する観点から、定時制課程の再編整備のスピードアップを図る必要がある。 2 勤労青少年を対象とする教科書給与や夜食費補助制度については、全日制課程の生徒との均衡を失ふことのないよう、制度の必要性・在り方を抜本的に見直す必要がある。

	<p>3 全日制課程の高校と定時制課程の高校、特に全日制・定時制を併せ持った高校にあつては、課程間の連携強化、人材の活用を図るため、全日制高校教員と定時制高校教員の授業等の兼務を推進する必要がある。</p>
<p>教育局 県立学校人事課 小中学校人事課</p>	<p>教育公務員は、その職務を遂行するために、絶えず研究と修養に努めることとされている。これらの教員の能力の向上を図るため、以下の点を改善する必要がある。</p> <p>1 県立学校の教員は、教育公務員特例法第22条第2項により、校長の承認を受けて勤務校以外の場所での研修(以下「承認研修」という。)を行うことができることとされている。</p> <p>この承認研修について、これまで3回、適切な運用を求める監査結果を公表したが、承認する校長が適切な判断ができるよう、さらには真に資質向上に向けて研究、修養に努めようとする教員の研修計画作成の一助となるよう、具体的事例を盛り込んだ取扱基準を策定する必要がある。</p> <p>2 指導力不足教員については、授業その他の教育活動に当たらせることなく研修に専念することを命じ、指導力の向上を図る制度が平成13年度に設けられたが、この制度を厳正に運用するとともに、分限処分の適用なども含め適切な人事管理を行う必要がある。</p>
<p>教育局</p>	<p>学校の教育力を高めるとともに、教員の資質の向上を図るため人事異動が実施されているが、職業学科及び定時制課程では在職年数が長期化している。人材の育成、学校の活性化を図るため、活発な人事異動を行う必要がある。</p> <p>また、県内1校である盲学校については、広域的な人事交流を行うよう努力する必要がある。</p>

<p>警察本部 運転免許課 会計課 駐車対策課</p>	<p>1 警察署における運転免許証の日曜日更新について このことについては、平成18年度、決算審査意見として述べてきたところであるが、警察本部では、人員配置や危機管理の面で問題点が多く、「警察署における日曜日の免許証交付事務は考えていない。」としているところである。</p> <p>しかし、県民の利便性やサービス向上の観点から、警察官OBの活用、優良運転者の予約制、施設の利用方法などの手法を研究し、治安の維持を確保しつつ、可能な警察署から実施を検討する必要がある。</p> <p>2 即日交付窓口の増設について 現在、運転免許センターに隣接する東松山、行田、羽生、加須警察署では、運転免許証の即日交付を実施されていない。しかし、当該地域の県民の利便性やサービス向上の観点から、即日交付を実施する必要がある。</p>
<p>警察本部</p>	<p>道路交通法の改正に伴い、平成18年6月1日から、県内を5つのブロックに分けて、放置車両確認事務委託を行っている。</p> <p>契約期間は、実際に駐車監視を実施する期間に、受託者が駐車監視員の採用や制服等の調達を行うための準備期間として約3か月間を加え、債務負担行為により前年度に契約をしている。</p> <p>単年度ごとの契約では、毎年受託者が替わること想定しなければならぬため、毎年準備に要する期間や費用を見込まなければならない。しかし、複数年次の契約にすれば、約3か月の準備期間と費用の一部は初年度だけとなる。</p> <p>今後、現在実施している業務内容を検証の上、複数年次契約を検討する必要がある。</p>

雑報

○課所長級

平成十九年九月三十日付け

退 職(北本市へ)

(現 職)
(東京事務所副所長)

(氏 名)
山 島 則 義

平成十九年十月一日付け

○課所長級

(新任命職)

(現 職)

(氏 名)

埼玉県東京事務所副所長

(県土整備部県土づくり企画室長付副室長)

高 橋 謙

正誤

埼玉県告示第千百九十八号(平成十九年七月三十一日第千八百九十七号)中訂正

ページ 表中 行
七 指定年月日 後から六

誤
平成十九年六月二十九日

正
平成十九年五月一日

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)
	埼玉県 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm